

地域林政アドバイザー制度のご案内

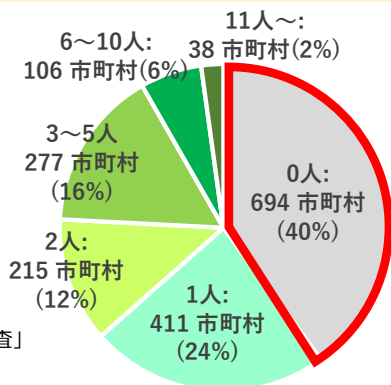
—あなたの力を地域の森林づくりに活かしてみませんか？—

- 多くの市町村では、森林・林業に係る施策を進めるに当たり、林務担当職員の人員体制や、専門的な知識などのノウハウが不足しています。
- **地域林政アドバイザー制度**は、都道府県や市町村が、森林・林業の知識や経験を有する技術者を雇用（又は技術者が所属する法人等に事務を委託）して、**市町村の森林・林業行政に携わっていただく仕組み**です。
- あなたの森林・林業に関する知識と経験が市町村の現場で必要とされています！地域の森林・林業を支える取組に力を貸していただけませんか。

市町村の森林・林業行政の課題

- 全国の市町村の4割で**林務担当職員数が0人**であるなど、人員体制が不十分な市町村が多く存在します。
- 一方で、近年、**市町村が森林・林業分野で担う役割は大きく増加**しており、体制整備が急務となっています。

■市町村ごとの林務担当職員数



出典：総務省
「地方公共団体定員管理調査」
(令和7年)

■市町村の役割の強化 (H10以降の主なもの)

- H10~ ・市町村森林整備計画
- ・森林経営計画の認定
- ・伐採・造林届の受付
- H24~ ・新たな森林所有者の届出
- H28~ ・林地台帳の整備
- R1~ ・森林経営管理制度、森林環境譲与税

業務の増加

地域林政アドバイザー制度のイメージ

市町村



林務専任の担当者がいない

専門的な助言が欲しい

技術者の皆様



知識や経験を活かした仕事がしたい

地域の森林管理に携わりたい

市町村が技術者を雇用（又は法人へ業務委託）

技術者がアドバイザーとして市町村の業務に携わることで、地域の森林・林業行政の推進を支援

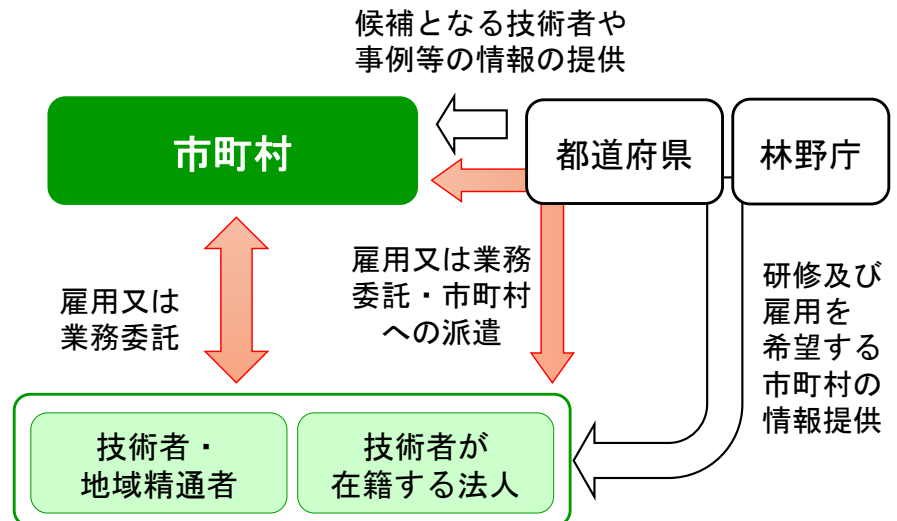


様々なメリットが生まれます

- ✓ 市町村：日々の業務の円滑化
- ✓ 技術者：活躍の場の創出
- ✓ 地域：森林整備の進展や林業の活性化

制度のスキーム

- ▶ 地域林政アドバイザーの雇用等を行うとする市町村（又は都道府県）が技術者の募集を行い、アドバイザーへの就任を希望する技術者（又は法人）が応募します。
- ▶ その後、市町村から、委嘱状の交付等による委嘱（又は委託）を受け、アドバイザーとしての活動に従事していただきます。



※都道府県・市町村が地域林政アドバイザーを活用した場合の経費は、特別交付税措置の対象となります。
(措置率：都道府県0.5、市町村0.7 対象経費：1人あたり500万円が上限)

地域林政アドバイザーの要件

- ▶ 地域林政アドバイザーは、以下のいずれかに該当する技術者（又はその技術者が在籍する法人）が対象です。

- ・ 森林総合監理士登録者、林業普及指導員資格試験の林業一般区分合格者（林業専門技術員を含む。）又は林業改良指導員資格試験合格者
- ・ 技術士(森林部門)
- ・ 林業技士
- ・ 認定森林施業プランナー
- ・ 認定森林経営プランナー
- ・ 地域に精通する者で、林野庁が実施する研修又はそれに準ずる研修を受講する者

地域林政アドバイザーの支援活動の例

- ▶ 地域林政アドバイザーには、市町村における以下のような活動に従事していただきます。（具体的な業務内容は、各市町村との契約内容によります）

- ・ 市町村森林整備計画及び構想の作成関係業務
- ・ 市町村有林の経営計画の作成、実行管理、事業発注への助言
- ・ 森林経営計画の認定の指導・助言(現地確認、事業体指導)
- ・ 森林経営管理制度に係る事務の指導・助言
- ・ 伐採・造林の指導・助言(現地確認、事業体指導)
- ・ 路網の整備・管理計画の策定の指導・助言
- ・ 民有林における地籍調査、境界明確化活動の指導・助言
- ・ 森林GIS、林地台帳システムの整備、データ更新への助言
- ・ 森林経営管理法第45条に定める協議及びそれに準ずる協議への参画
- ・ 森林経営管理法第58条に定める経営管理支援法人の業務 等



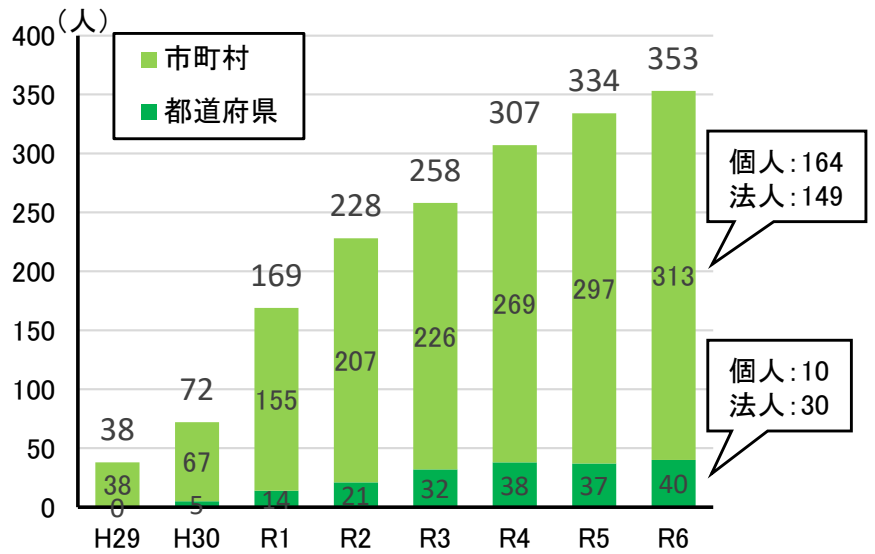
※ 施策の企画立案や林業関係者等への指導・助言といった政策にかかわる活動を対象としており、単なる巡視など単純な活動のみを行う場合は対象となりません。

地域林政アドバイザーの活動状況

アドバイザーの活動実績

- 地域林政アドバイザーの活用実績は毎年増加しており、令和6年度には、219自治体で353名の地域林政アドバイザーが活動しました。
- 都道府県・市町村の別では市町村が約9割です。市町村における雇用形態別では個人の方が多くなっています。

■ 地域林政アドバイザーの活動人数

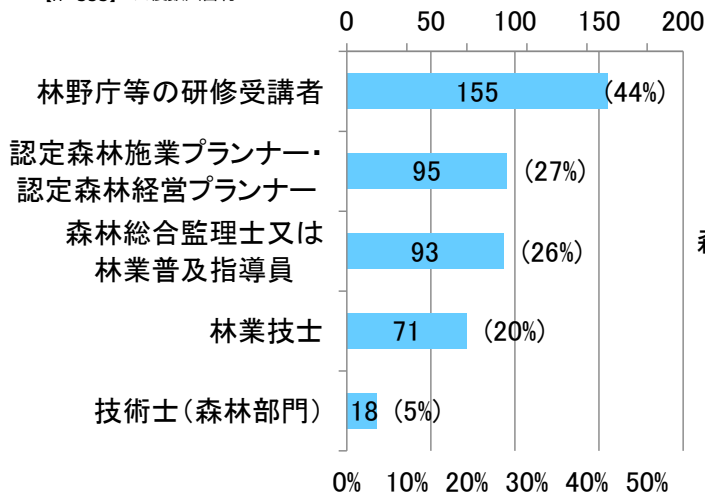


アドバイザーの状況（令和6年度活用実績より）

- 資格等の保有状況については、「林野庁等の研修受講者」（44%）が最も多く、次いで「認定森林施業プランナー・認定森林経営プランナー」（27%）でした。
- 従事している業務は「森林経営管理制度」（68%）が最も多く、次いで「伐採造林関係」（66%）、「市町村有林の経営管理」（41%）、「市町村森林整備計画」（31%）、「森林GIS・システム整備等」（31%）、「森林経営計画認定」（26%）、「地籍調査・境界明確化」（22%）、「路網整備」（19%）、「その他」（50%）でした。

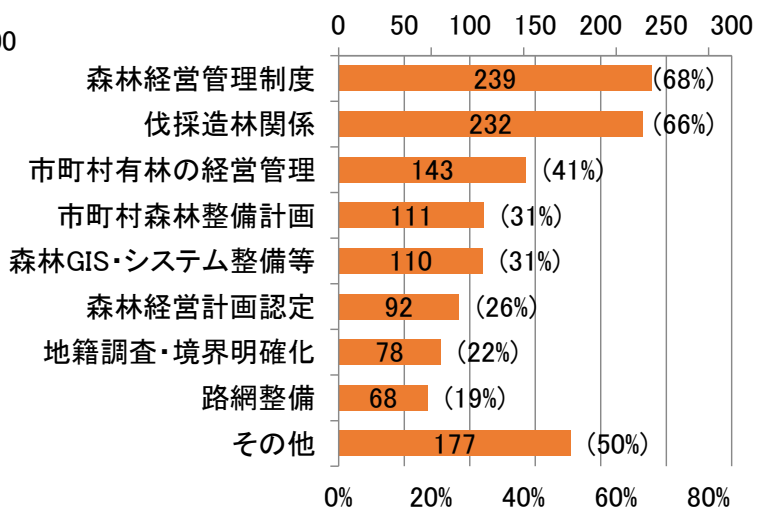
■ アドバイザーの要件となる資格等の保有状況

[n=353] ※複数回答有



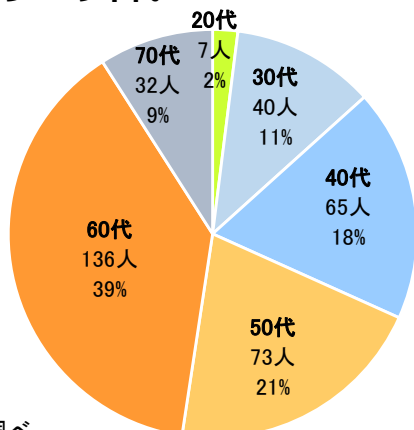
■ 従事している業務

[n=353] ※複数回答有



■ アドバイザーの年代

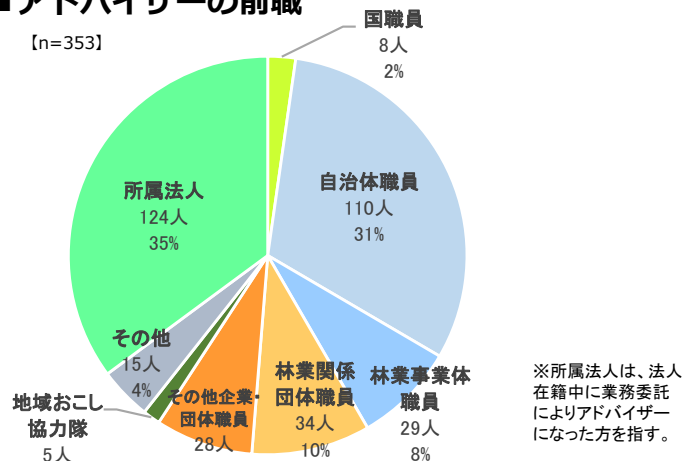
[n=353]



出典：林野庁調べ

■ アドバイザーの前職

[n=353]



活動事例

個人へ委嘱 -熊本県御船町-

御船町では、林務専門職員が不在の中、平成31年4月の森林経営管理制度の制度開始に合わせて、元森林組合職員の高添さんに地域林政アドバイザーとしての業務を委嘱しました。

高添さんは、元森林組合職員としての経験や知識を活かして意向調査を進めるとともに、地元精通者の協力のもと、境界明確化を計画的に実施しています。

御船町の地域林政アドバイザー

高添 孝司さん

- ・熊本県地域林政アドバイザー研修（林野庁が認定した研修）受講
- ・元森林組合職員



法人へ委託 -岐阜県飛騨市-

飛騨市では、平成30年度から地域林政アドバイザー制度を活用して法人に業務を委託しています。

同法人は、半ば常駐し、市有林・里山林の整備及び管理、森林経営管理法に基づく未整備森林整備事業、広葉樹のまちづくりの普及・推進、FSC認証、伐採届による天然更新調査等の林務行政に関する支援業務に対応しています。

飛騨市の地域林政アドバイザー

フォレストーズ合同会社

中谷 和司さん（担当）

- ・森林総合監理士
- ・林業技士（森林土木）
- ・元岐阜県職員



お問い合わせ先

林野庁 森林利用課 森林集積推進室

東京都千代田区霞が関1-2-1 電話 03-6744-2126

林野庁ホームページ <https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/tiikirinseiadobaiza.html>

